

## 2) 地震の場合

過去 10 年間の地震による負傷者数の推移を以下にまとめた。過去 10 年間で負傷者数が最大となったのは、1995 年兵庫県南部地震で 43,792 人である。また過去 10 年間の負傷者数の平均値は 3,564 人であるが、年によってばらつきがあるのが特徴的である。

図表 4 過去 10 年の地震による負傷者

| 発生年月日            | 地震名等            | 規模(M) | 負傷者(人) |
|------------------|-----------------|-------|--------|
| 1993 年 1 月 15 日  | 平成5年 鉾路沖地震      | 7.5   | 967    |
| 1993 年 7 月 12 日  | 平成 5 年 北海道南西沖地震 | 7.8   | 323    |
| 1994 年 10 月 4 日  | 平成 6 年 北海道東方沖地震 | 8.2   | 437    |
| 1994 年 12 月 28 日 | 三陸はるか沖地震        | 7.6   | 788    |
| 1995 年 1 月 17 日  | 平成 7 年 兵庫県南部地震  | 7.3   | 43,792 |
| 1995 年 4 月 1 日   | 新潟県北東部地震        | 5.5   | 82     |
| 1997 年 3 月 26 日  | 鹿児島県北西部地震       | 6.6   | 36     |
| 1997 年 5 月 13 日  | 鹿児島県北西部地震       | 6 弱   | 43     |
| 2000 年 6 月 26 日  | 三宅島近海・新島近海      | 6.5   | 15     |
| 2000 年 10 月 6 日  | 平成 12 年 鳥取県西部地震 | 7.3   | 182    |
| 2001 年 3 月 24 日  | 平成 13 年 茗予地震    | 6.7   | 288    |
| 2003 年 5 月 26 日  | 宮城県沖を震源とする自身    | 7.1   | 174    |
| 2003 年 7 月 26 日  | 宮城県北部を震源とする地震   | 6.4   | 677    |
| 2003 年 9 月 26 日  | 平成 15 年 十勝沖地震   | 8     | 849    |
| 2004 年 10 月 23 日 | 平成 16 年 新潟県中越地震 | 6.8   | 4,801  |

出典：国立天文台編『平成 17 年度版 理科年表』（丸善 2004 年）





### (3) 災害救助法について

#### ア 構成

災害救助法の構成を以下に示す。

図表 7 災害救助法の構成

| 章   | 目次 | 主な内容   |
|-----|----|--|
| 第一章 | 総則 | <ul style="list-style-type: none"><li>・この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。</li><li>・この法律による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。</li></ul>  |
| 第二章 | 援助 | <ul style="list-style-type: none"><li>・対象とする援助の規定（収容施設の供与、食品の給与及び飲料水の供給、被服他生活必需品の給与又は貸与、医療及び助産、救出、住宅の応急修理、生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、学用品の給与、埋葬、その他政令で定めるもの）。</li><li>・災害対策基本法に基づく指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、及び都道府県知事は、救助を行うため特に必要があると認めるとときは、関連する業者、医療従事者等に対し、必要な物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。</li><li>・都道府県知事は、救助を行うため特に必要があると認めるとときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。</li><li>・日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。また政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行なわせることができる。</li><li>・都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。</li></ul> |
| 第三章 | 費用 | <ul style="list-style-type: none"><li>・費用負担に関する規定。</li><li>・都道府県における災害救助基金の積み立てとその運用等について。</li></ul>   |
| 第四章 | 罰則 | 省略   |
| 附則  | —  | 罹災救助基金法の廃止等について  |

#### イ 災害救助法の特徴

災害救助実務研究会<sup>11</sup>では、災害救助法の特徴を以下のように整理している。

##### 1. 災害に際しての応急救助を対象としている点

本法で対象としている救助は、災害被災者に対する応急的かつ一時的な救助であり、したがっていわゆる“災害復旧対策”とは異なる。

##### 2. 災害にかかつた者の保護と社会秩序の保全を目的としている点

本法による救助は、災害の規模が個人の基本的人権と全体的な社会秩序に影響を与える程度以上のものであるときに実施される。

<sup>11</sup>

### 3. 国の責任において行われるものである点

適用される災害が大規模であることから、救助は国が行うべきである。都道府県知事は、法定受託事務として救助の実施にあたるものである。

### 4. 地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われるものである点

救助に必要な物資、人員の確保は、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力を得なければ万全を期すことはできない。

出典)「災害救助の実務 一平成16年版ー」(災害救助実務研究会, 第一法規, 平成16年)

#### ウ 災害救助法に係る対応の分担

災害救助法に係る対応は以下のとおりの分担となっている。◎は、特に主体的に係わる必要性があることを示している。以下のように、災害救助法に関しては、市町村、都道府県が被害状況を鑑み、主体的にその適用を検討する仕組みとなっている。

図表 8 災害救助法に係る対応の分担

| 内容         | 対応主体   |   |  |
|------------|--|---|--|
|            | 厚生労働省  | 都道府県  | 市町村  |
| 被害状況の把握    | —  | —   | ◎  |
| 被害状況の情報提供  | ○<br>提供情報の確認・助言  | ◎<br>市町村からの情報を管内について集計し、厚生労働大臣に報告   | ◎<br>被害状況を都道府県知事に情報提供                      |
| 災害救助法適用の決定 | ○<br>・情報の受理及び助言<br>・必要に応じ災害対策本部の設置<br>・内閣府防災担当、日本赤十字社等関係機関への連絡 | ◎<br>・市町村単位で適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供<br>・県内関係機関へ連絡<br>・必要に応じ災害対策本部を設置<br>・必要に応じ現地確認 | ◎<br>・都道府県知事に災害救助法の適用要請<br>・必要に応じ災害対策本部を設置 |
| 応急救急の実施    | ○<br>必要に応じ他都道府県知事に対する応援の指示                                     | ◎<br>・救助の実施等<br>・必要に応じ他市町村長及び他都道府県知事に対して救助業務の応援を要請                            | ◎<br>応急救助(都道府県から委任を受けた救助等)                 |
| 中間情報       | ○<br>情報の受理及び助言   | ◎<br>救助の実施状況及び今後の予定等を情報提供   | ◎<br>救助の実施状況及び今後の予定等を情報提供                  |

| 内容              | 対応主体                            |  |   |
|-----------------|---------------------------------|--|---|
|                 | 厚生労働省                           | 都道府県   | 市町村   |
| 特別基準の申請         | ◎<br>承認の要否及び程度等<br>判断及び必要な助言、指導 | ◎<br>被害の甚大性等により<br>災害救助法による救助<br>の程度、方法、期間、実<br>費弁償による救助の種<br>類ごとに、この基準によ<br>り難い特別の事情があ<br>るときは、その都度特別<br>基準を厚生労働大臣に<br>協議 | ◎<br>必要に応じ都道府県知<br>事に特別基準の要請                                      |
| 救助完了につい<br>ての情報 | ○<br>情報の受理及び助言                  | ◎<br>確定被害状況、救助の種<br>類ごとの実施状況及び<br>救助費概算所要額等を<br>情報提供   | ◎<br>確定被害状況、委任を受<br>けて行った救助の種類<br>ごとの実施状況及び救<br>助費概算所要額等を情<br>報提供 |
| 補助金の申請等         | ◎<br>申請に基づく交付決定、<br>資金示達及び精算確定  | ◎<br>翌年度 6 月 15 日までに<br>精算交付を厚生労働大<br>臣に申請   | ◎<br>応急救助等に基づく救<br>助費(繰替支弁を行った<br>額)を都道府県知事に申<br>請                |

出典) 「災害救助の実務－平成 16 年版－」(災害救助実務研究会, 第一法規, 平成 16 年)

#### (4) 健康危機管理について

##### ア 健康危機管理の定義

平成13年に定められた「厚生労働省健康危機管理基本指針」によれば、健康危機管理とは、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。」とされている。

##### イ 健康危機管理ガイドライン

地域において健康危機が発生した場合、保健所は各種の健康危機管理に対処する必要がある。保健所ではこのような健康危機管理に際しては主体的な役割を担うことが求められているが、近年、地域における健康危機管理事例が頻発し、保健所の役割に対して以下のような言及がなされた。

- ・ 保健所は、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(厚生省告示374号、改正平成12年3月厚生省告示第143号)において、地域における健康危機管理の拠点として位置づけられているが、保健所の参画場面が平時の救急医療において少ないこと等から災害拠点病院や消防機関との関係が希薄であるとの指摘がある。
- ・ 地域における保健医療分野における危機管理の中心的な行政機関として保健所が認知されるよう、本年3月に作成された「地域健康危機管理ガイドライン」等に基づき、災害医療に関する知識を備えた要員の確保を図るとともに、日常活動における取り組みを強化する必要がある。
- ・ また、「地域健康危機管理ガイドライン」においては、保健所の機能として災害発生時における医療ボランティアの配置調整や報道関係者との調整が記載されたところであり、こうした機能を適切に果たし得るような体制整備を図る必要がある。

(以上「災害医療体制のあり方に関する検討会報告書」平成13年6月<sup>12</sup>より抜粋)

このような背景の下で、保健所が共通的に果たすべき事項について、平成13年3月に地域健康危機管理ガイドラインとしてまとめられた。

このガイドラインを参考にして、健康危機発生時における保健所を中心とした対応すべき内容について以下の図のとおり整理した。ガイドラインでは、危機発生時の活動の要素は4つに分けられている。これらは、もちろん平時から連携方法や体制について関係諸機関との調整が必要なものである。

平時からの活動も含めると、保健所における健康危機管理の実際の業務は以下の4点である。このガイドラインは保健所が主体的役割を果たすべき事項について、具体的な業務内容が記載されているが、これらの業務を連携・分担して遂行するための方策は各地方公共団体に任されている。したがって、災害のタイプやリソースの状況から個別に検討していく必要がある。

<sup>12</sup> <http://www.mhlw.go.jp/shingi/0106/s0629-3.html>

図表 9 傾向危機発生時において対応すべき事項

| 範疇               | 業務  |
|------------------|---|
| 1. 健康危機の発生の未然防止  | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理基準の設定、監視業務等、健康危機の発生を未然に防止する</li> <li>地域の状況を十分に把握し、保健所管轄区域において発生が予想される健康被害に応じた対策を講じることが重要</li> </ul>  |
| 2. 健康危機発生時に備えた準備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機がその時々の状況によって急速な進展を見ることがあることから、保健所が迅速かつ効果的な対応を行うために、健康危機の発生に備えて事前に講じられる種々の対策</li> <li>手引書の整備、健康危機発生時を想定した組織及び体制の確保、関係機関との連携の確保、人材の確保、訓練等による人材の資質の向上、施設、設備及び物資の確保、知見の集積等が含まれる。</li> </ul>  |
| 3. 健康危機への対応      | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機の発生時において、人的及び物的な被害の拡大を防止するために行う業務</li> <li>具体的には、対応体制の確定、情報の収集及び管理、被害者への保健医療サービスの提供の調整、防疫活動、住民に対する情報の提供等の被害の拡大防止のための普及啓発活動等。また、被害発生地域以外からの救援を要請することも含まれる。</li> </ul>   |
| 4. 健康危機による被害の回復  | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機による被害の発生後に、住民の混乱している社会生活を健康危機発生前の状況に復旧させるための業務</li> <li>具体的には、飲料水、食品等の安全確認、被害者の心のケア等が含まれる。</li> </ul>  |
| 5. その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機が沈静化した時点で、健康危機管理に関する事後評価を行うことも必要             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保健所による評価と、保健所の外部の専門家等による評価の双方を行うことが考えられる。</li> <li>✓ 実際に行われた管理又はその結果を分析及び評価することにより、管理基準の見直し、監視体制の改善等を実施し、被害が発生するリスクを減少させるための業務を行うことが可能となる。これらの評価を行うことにより、健康危機管理を行った組織等の健康危機管理の在り方についての見直しを行うことができる。</li> <li>✓ 健康危機管理の経過及びその評価結果を公表することにより、他の地域における健康危機管理のための重要な教訓ともなる。</li> <li>✓ 評価を行う際には、本ガイドラインにおける指摘事項を踏まえて評価することも考えられる。</li> </ul> </li> </ul> |

出典)「地域健康危機管理ガイドライン」(厚生労働省、平成13年3月)



## (5) 災害時の保健所の対応に係るトピック

### ア 健康相談などの健康管理

災害時の健康管理問題について、保健所では、医療が必要な被災者への迅速な対応、健康状態の把握（栄養指導など）、感染症・食中毒の予防、介護保険等福祉サービス提供の調整等の対応が求められる。具体的には、避難所における健康相談、被災地への家庭訪問指導などが実施されることが多い。健康相談では、心疾患、高血圧疾患、在宅酸素療養者等の治療継続への支援、介護保険事業所への連絡（一人暮らし高齢者等の生活の場の連絡調整）、水害の怖さ、生活復興への不安に対する相談等を実施する。

### イ こころのケア

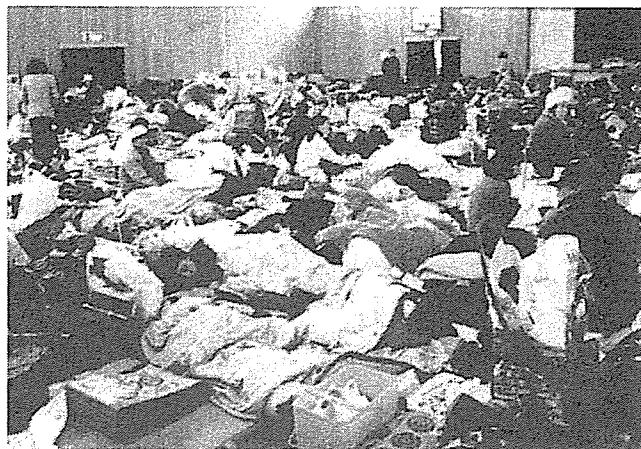
災害は予期できない出来事であり、建物の崩壊や家屋の焼失や流失、家族を失うこと、受傷すること、経済的基盤を破壊されること、避難所生活を余儀なくされること等、様々ななかたちで被災者に苦痛をもたらす。上記のような心理的負担から、被災者は様々ななかたちでこころの健康障害が生じる。災害前は健康であった人でも、悲惨な場面を体験したり目撃したりすると、それが心理的な外傷体験となる場合もある。症状については、人によって大きく異なるが、代表的なものとしては、不眠・食欲不振などの生活リズムの乱れ、集中困難、疲労感、意欲低下などが挙げられる。

### ウ ゴミ問題対策

災害発生の数日後の問題として、ゴミの大量発生がある。道路などのインフラや、家屋の崩壊などによる壁や柱といった建材などのゴミ、家の中の壊れた家具や備品など、大量のゴミが排出される。また、生ゴミについては、腐敗し悪臭のもとになる。そのため、災害時には、発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理し、生活環境保全上の支障を除去することが重要である。状況に応じて、早急なゴミの集積、分別、処分を行わなければならないため、災害時における廃棄物処理支援体制の確立が求められる。

### エ 感染症及び食中毒対策、食品衛生問題

災害により、食品取扱施設、環境衛生営業施設、水道施設、浄化槽等、多くの生活衛生関係施設が被災し、被害を受けることがある。各状況に応じて、衛生指導や施設の保守点検状況の確認を実施する必要がある。



出典：神戸市HPより（<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/020/quake/saiken/jp/sub1-2.html>）

参考資料：

- 気象庁『気象業務はいま 2004 活かそう情報、防ごう災害 平成 16 年 6 月気象序編』（2004 年）  
消防庁『消防白書 特集消防組織法・消防法の改正と新たな消防庁行政の展開』（2003 年）  
内閣府編『平成 16 年版 防災白書』（2004 年）  
大矢雅彦『自然災害を知る・防ぐ 第二版』（古今書院 2001）  
福井健康福祉センター「健康福祉センターに求められる健康危機管理の機能—福井豪雨災害における福井健康福祉センター活動報告書—」

○内閣府災害防災担当災害緊急情報HP

<http://www.bousai.go.jp/saigaikinkyu/index.html>

○総務省消防庁災害情報

<http://www.fdma.go.jp/bn/2004/index.html>

○酒井明子「東海集中豪雨初動調査報告」

[http://www.cnas-hyogo.ac.jp/fuchiken/organization/calamity-%20nursing/4\\_network/10.html](http://www.cnas-hyogo.ac.jp/fuchiken/organization/calamity-%20nursing/4_network/10.html)

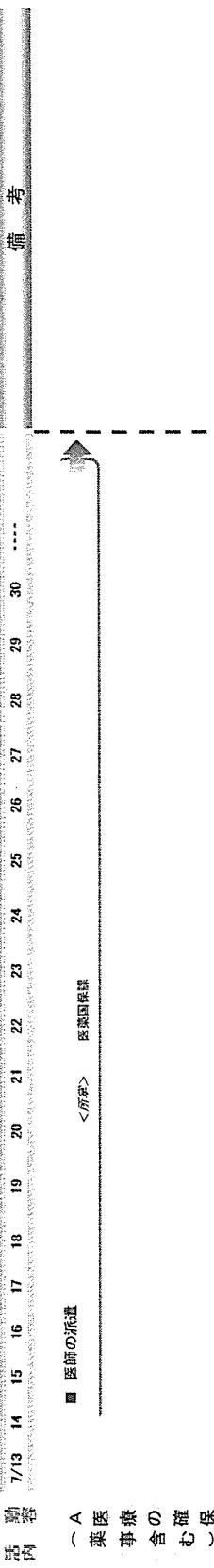






## 【初動活動以降における福祉保健部の活動】

平成16年

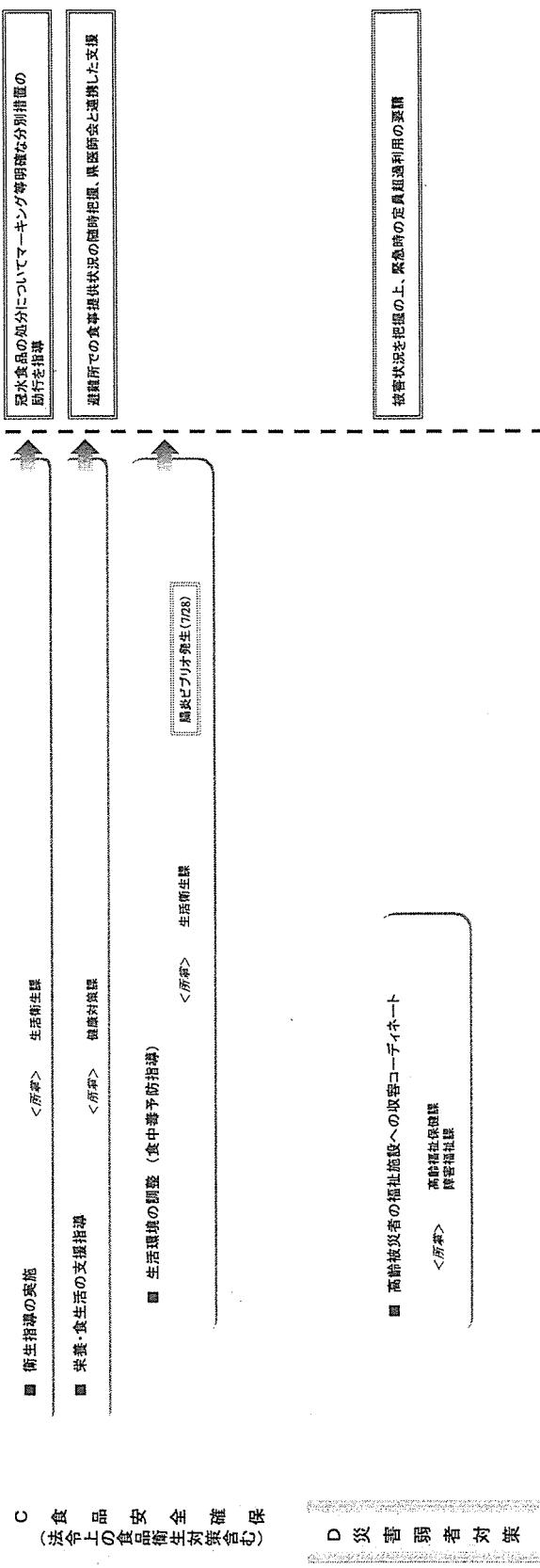


(法令上の水道対策宣言)

C (法令上の水道対策宣言)

■ 被害状況の報告、及び復旧の状況の報告

<所掌> 生活衛生課



D 災害弱者対策

## 【初動活動以降における福祉保健部の活動】

平成16年

活 身 値  
内 容 備 備 者

■ 安否確認、健康管理等支援(～7/30)

<所定> 福祉保健課

県の保健師が市町村連絡所などで健康管理制度を実施

(6市町村、延べ110人登録)

E 健 康 相 談

■ 健康福祉ニーズ調査(三条市)  
<所定> 福祉保健課

F 心 の ケ ア

■ これらのケアホットラインの設置  
<所定> 健康対策課  
(あさり隊)開設で4件、10/7/4以降は電波のホットラインとどもに対応)

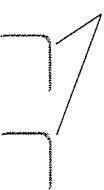
■ これらのケアチーム派遣・コードイーネート  
<所定> 健康対策課

■ これらのケアマネジメント派遣  
<所定> 健康対策課  
(3市町へ4回体、延べ55件で46件)

G 感 染 症 対 策 美 術

■ 災害に関する感染症・食中毒の相談窓口の設置(～8/1) <所定> 健康対策課

■ 消毒に関するリーフレットの配布 <所定> 健康対策課



7/16.18 ■ 漂水家庭の消毒方法、食中毒の防止に関する説明(ホームページ)  
<所定> 健康対策課

N 動 物 愛 護

■ 被災動物等相談窓口等ベット対策  
<所定> 生活衛生課

## ウ 健康危機対策の要点

### (ア) 個別の保健活動上の課題

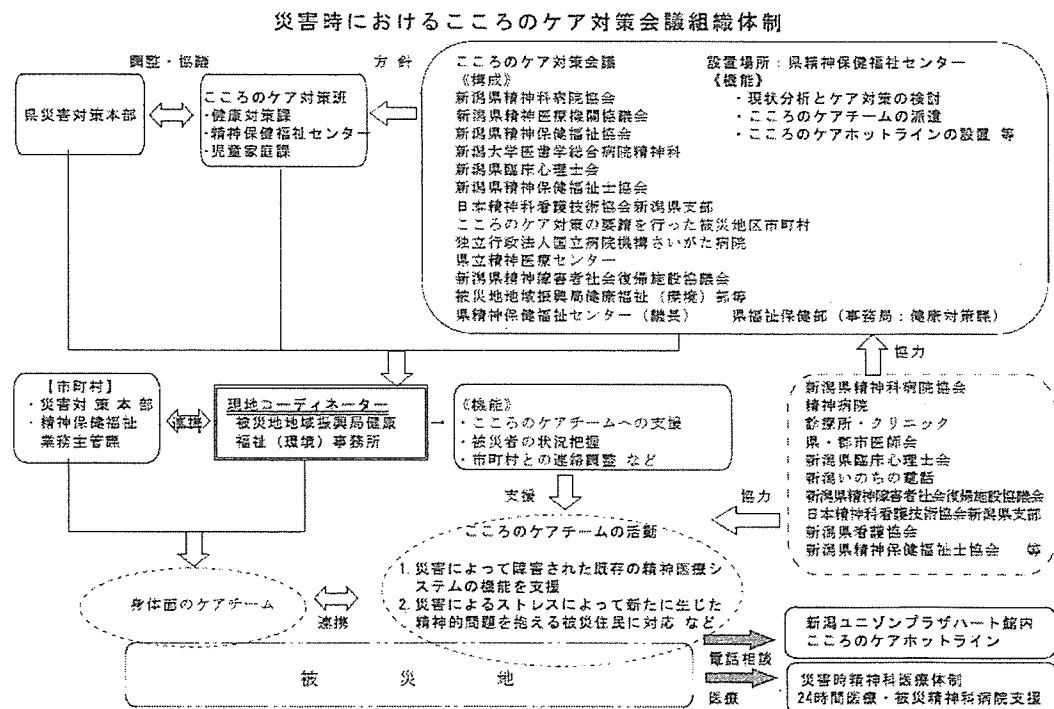
#### ○ こころのケア活動

水害では、長い避難所での暮らしや復旧作業での疲労、復旧への不安感から、住民のこころの問題が顕在化した。そこで県では、「こころのケア対策会議」を組織し、県内の関係諸機関における協力・連携体制を確立した。対策は、本庁健康対策課と精神保健福祉センターが実行対策班として役割分担して行った。

7月20日からは、「こころのケアホットライン（電話による不安等の対応）」を開始し、延べ54件の対応を行った。また、7月23日からは「こころのケアチームの派遣」を開始した。派遣市町村（3市町村）、派遣日数（実55日）、派遣団体（実4団体）、派遣市町（実46件）、その他、中ノ島町仮設住宅全戸訪問（50世帯）に協力という実績であった。チームは、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士らの専門チームから構成した。

さらに、「こころのケア対策に関する啓発用のパンフレットを作成し、これを配布した。

図表 12 新潟県の災害時におけるこころのケア対策会議組織体制



出典：新潟県福祉保健部資料(H18.3 改正後)

### ○ 健康対策

県では被災直後から安否確認、健康管理等支援を実施した。具体的には、県の保健師が市町村避難所などで健康管理業務を実施しており、その規模は6市町村延べ110人の保健師を派遣した。特に被害の大きかった三条市については、市の要請に基づいて健康福祉ニーズ調査（全戸訪問）を実施した。

### ○ 衛生対策

洪水による影響から、県では浸水被害を受けた営業施設に対し、冠水した食品及び停電等により適切な保存状態が維持できなくなった食品の処分について、マーキング等明確な分別措置の励行を指導するとともに、食中毒予防指導を継続して実施した。

洪水の影響は海の生物にも影響を与えた。28日、柏崎市の旅館宿泊者が海水の腸炎ビブリオによる食中毒症状を訴えており集中豪雨による洪水で、海で腸炎ビブリオが大量発生したものとの分析がなされた。そこで、県は食中毒警報を発令し、安全が確認されるまで貝を生で食べないよう啓発活動が行われた。

### ○ ペット対策<sup>14</sup>

新潟・福島豪雨では多くのペットも被災した。そこで県では相談窓口を設置して被災動物の救援活動を実施した。

- ・ 7月15日から、県央動物保護管理センターが中心となり、被災地へ出向き、被災動物（避難所生活で様々な理由により一緒に暮らせなくなった動物、被災により家に住むことができなくなり一時的に手放さなくてはならなくなったり、被災により飼い主不明となった迷子動物）の保護収容活動を実施した。
- ・ 被災により餌、ケージ等が必要となった飼育者からの相談受付業務を行い、餌の提供、ケージ等の貸し出しを実施した。
- ・ 緊急災害時動物救護本部及び新潟県動物愛護協会から物資援助を受け、被災地区の災害対策本部等を通じて、被災者に対し犬、ねこの餌及び排泄物処理袋を配布した。
- ・ 新潟県獣医師会の協力を得て、被災者が飼育している負傷・疾病動物等の治療を無料で実施した。

---

<sup>14</sup>[http://www2.pref.niigata.jp/niigata/webkeiji.nsf/0/49256fd5005b6a2a49256f2500204113?OpenDocument&Highlight=0,\\_t2285c44agc88r2ogh551157d226t044jlo89ba0\\_](http://www2.pref.niigata.jp/niigata/webkeiji.nsf/0/49256fd5005b6a2a49256f2500204113?OpenDocument&Highlight=0,_t2285c44agc88r2ogh551157d226t044jlo89ba0_)

## エ 得られた示唆

新潟・福島豪雨全体の主要な課題は、市町村における避難勧告の判断、勧告の出し方などであった。これは住民の生命に直結するためであり、住民への被害が甚大となった三条市では復旧後、自助・共助・公助の視点から、避難情報の運用改善、各主体における災害対応活動の明確化、情報伝達ルートの確立を特徴とした市の水害対応マニュアルを作成した。

健康危機管理上の示唆・課題としては、次の 2 点が挙げられるが、いずれの課題も同年 10 月に発生した中越地震（後述）において経験が活かされる結果となった。

### （ア）個別の保健活動上の課題

#### ○ こころのケア対策会議

こころのケア対策会議とは、上述したとおり長い避難所での暮らしや復旧作業での疲労、復旧への不安感から顕在化した、住民のこころの問題に対して県域の関係諸機関が連携体制を構築し、効率的な活動を行うための体制である。

#### ○ ペット対策

保健所の健康危機管理に対する機能としてペット対策は明示されていないが、ペットとの生活が自身の生活の一部となっている住民は多く、動物愛護の観点からも被災時に被災動物への行政としての対応が求められている。

今後は行政が現場へ支援すべき被災動物の救援活動に関する手法を確立するとともに、全国の愛護団体との連携を踏まえた活動のあり方・コーディネートを検討することが課題である。

## （2）福井豪雨（平成 16 年 7 月）<福井県>

### ア 災害の概要

#### （ア）気象災害の状況

活発な梅雨前線が北陸地方をゆっくり南下したのに伴い、17 日夜から 18 日にかけて、北陸地方と岐阜県で大雨となった。福井県で非常に激しい雨を観測し始め、総降水量が降り始めからわずか 10 時間あまりで美山町では 285 ミリ、福井市一乗谷（いちじょうだに）で 338 ミリに達し、7 月の月間雨量平年値（236.7mm）を上回る記録的な豪雨となった。

この災害により「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき福井県は本激指定、また美山町は局激指定（中小企業関係の適用措置）を受けた。

#### （イ）人的・住宅の被害状況被災状況

人的被害は、福井県美山町を中心に死者 4 名、行方不明者 1 名、負傷者 19 名（内閣府 2004 年 8 月 27 日発表）の被害となった。

住宅被害は、県内 12 市町村において全壊 66 世帯、半壊 135 世帯、一部破損 229 世帯、床上浸水 4,052 世帯、床下浸水 9,575 世帯である。

#### （ウ）避難の状況者数

県内 7 市町において避難指示数は 13,129 世帯以上、避難勧告数は 41,944 世帯、121,681 人にのぼり、最大避難者数は 9,141 人である。

#### （エ）ライフラインの被害状況

ライフラインでは、県内で 6,300 世帯に停電、3,247 世帯に断水の被害があり、電話不通も福井市、美山町、池田町において 600 世帯にあった。特に美山町ではライフラインの遮断で孤立化した集落もあったが、7 月 26 日には復旧が完了した。

#### （オ）被災者の救助・救護の状況

初動時の救助者については、県防災航空隊、消防機関、緊急消防救援隊、警察、航空および陸上自衛隊、第 8 管区海上保安本部により 1,493 人が救助された。

7 月 20 日から設置された救護所・班においては延べ 4,075 人が受診した。

#### （カ）その他

県内 5 市町において水害ボランティアセンターが設置され、7 月 19 日から 8 月 13 日までに延べ 60,208 人の水害ボランティアを受け入れた。